

会 議 等 結 果 報 告 書

会議区分	会議・打合せ・協議	文書番号	
		決裁期日	令和 5年 1月 4日
名 称	第 20 回安平町子ども・子育て会議		
日 時	令和 4 年 9 月 29 日 午前・午後 3 時 00 分 ～ 4 時 56 分		
場 所	早来総合庁舎 2F 大会議室	傍聴者数	0 名
出席者	・子ども・子育て会議委員長 1 名 ・子ども・子育て会議委員 10 名 ・子育て支援部会委員 4 名 ・青少年部会委員 7 名 ・事務局 7 名		
会議概要 (要点記載)	<ul style="list-style-type: none"> ・安平町子ども・子育て会議運営要綱の改正について ・第 2 期安平町子ども・子育て支援事業計画中間見直しの方向性 ・第 3 期安平町子ども・子育て支援事業計画の策定に向けた方向性 ・子どもにやさしいまちづくり事業（C F C I）進捗報告 ・はやきた子ども園ーみなくる間町道の廃道について ・委員発議 「放課後児童クラブの現状・通園バスの現状・病児保育の考え方」 <p>次回開催予定 令和 5 年 2 月</p>		

詳細議事内容

開会 15:00

事務局 皆さんこんにちは。定刻になりましたので、第 20 回安平町子ども・子育て会議を開催致します。それでは初めに日程 1、委嘱状の交付を行います。4 月 1 日付の人事異動や各種団体の役員改選に伴い、4 名の方に新たにお引き受け頂きましたので交付させていただきます。町長が、新任の委員の皆様へ委嘱状をお渡し致します。その場に町長が参りますので、お受け取りください。

事務局 ありがとうございます。なお、事務局側の体制も一部変更となっております、これまで教育委員会の事務局局員で対応させて頂いておりましたが、今回より健康福祉課にも参加して頂いておりますのでご報告致します。それでは日程 2、町長の開会挨拶に移ります。町長、よろしく願い致します。

町長 改めまして、皆さんこんにちは。第 20 回になります安平町子ども・子育て会議に、お忙しい中お集まり頂きましたこと、まずもってお礼申し上げたいと思います。また、団体等の総会、さらには役員改選で 4 名の方にそれぞれ委嘱状を交付させていただきましたので、残任期間等あるかと思いますが、どうぞよろしく願いを致します。また、最後にまた委員からのご挨拶を頂きたいというふうに思っておりますので、どうぞよろしく願い致します。今日子ども・子育て会議にあたって、情報交換、さらに情報提供含めてご挨拶をさせて頂ければというふうに思っております。まず、この委員の皆様方の中にもご出席を頂きました第 5 回になります安平町交通安全総決起大会、これが 9 月の 27 日に開催されました。本来であれば、平成 30 年 9 月 26 日に開催を予定していたんですが、ご承知の通り 9 月 6 日に北海道胆振東部地震があって、3 年に一度の総決起大会なんです、中止となってしまったということでもあります。それで昨年 9 月に延期になっていたわけですが、今度はコロナウイルス感染の緊急事態宣言の発令の関係で 1 年間延期となりました。実際 7 年ぶりの開催ということで、子ども園、さらには小中学生、また学校の先生方にもご出席を頂いて、そして北海道警察カラーガード隊の演奏も早来の町民センターの方で頂きました。一般町民の方にもご参加頂き、今日は子ども園の福田園長も来られておりますけれども、園児 2 人からガード隊に対して花束の贈呈もして頂きました。本当にありがとうございます。安平町については、子ども・子育て会議の中でもお話してはいたけれども、令和元年に自転車のヘルメット着用、そういった義務化に伴いまして小学 1 年生に対してヘルメットを町から贈呈をさせていただいて、ちょうど今年で 4 年目となっているところでございます。今日現在、死亡事故ゼロ 9 6 8 日目ということで、あと 32 日で 1000 日を達成しますけれども、引き続き決意を新たに総決起大会の中で確認させて頂いたところであります。また、コロナの関係でいきますと、追分の安平おいわけクリニック、そして早来の渡邊医院の両医療機関において、ワクチン接種そういったことで非常にご協力頂いておりますし、また渡邊医院、さらには追分の赤いひまわり薬局においては PCR 検査。そういった無料検査というところもご協力頂いて、感染の抑制そして早期発見とご協力を頂いてきているところであります。渡邊医院につきましては、9 月 3 日になりますけれども、地鎮祭がございまして私も出席をさせて頂きました。ちょうど今、渡邊医院の裏手、工事真っ最中ではありますが、来年 2 月には完成する予定となっております。現在の病院については、その後解体をして駐車場にされるというふうにお聞きをしているところであります。この子ども・子育て会議の中にも話が出ております、病児・病後児保育。そういったことも、両医療機関にご相談をしていながら進めていかなければならないというふうに思っているところであります。あと 1 点。マイナンバーカードの普及促進について国の方で進めておられて、安平町についても促進をしているわけでもあります。最初は 9 月末までしかマイナポイントが付与されない

というふうになっていたんですが、急遽、12 月末まで延長をされたということでございます。さらに今月の広報でお知らせしておりますが、写真撮影は役場の方でできるように、そしてさらには 5 名以上集めていただければ出張をしてマイナンバー申請手続きも行っているということで、現在のところ 8 月末現在で 44.8%のマイナンバーの交付率。全道でいきますと 40 番目になります。国はなんとか免許の取得者ぐらまではあげていきたいという話でありますので、安平町についても今後の電子化・デジタル化に合わせて、そういった取り組みもサービスを向上していきたいなというふうに思っているところであります。本日の案件につきましては、子ども・子育て支援事業計画の中間見直しの方向性等、さらには報告事項につきましても後ほど説明があるかと思っておりますけれども、子どもにやさしいまちづくり、日本ユニセフの C F C I 事業の取り組みの状況について報告をさせて頂く予定になっております。また、この子ども・子育て会議の中でご意見、ご提言いただいた案件でありました、はやきた子ども園とみなくるの間に早来公住 5 号線という町道がありましたが、議会に町道の廃止のご提案をさせて頂き可決を頂いたところであります。子ども達の安全、保護者含めてのご意見を形として示す事ができたんじゃないかなというふうに思っているところであります。こういった審議会の皆様方からのご意見を頂いて、そして計画に反映させたり、また施策に取り入れて行くことは非常に重要なことでありまして、先般行われた全員協議会の中でも総合計画後期計画の策定に合わせて、そういったご意見も頂いたところであります。安平町についても、情報公開・情報開示、協働の町づくり、そういった町民参画ということを謳っておりますけれど、8 月 1 日から安平町のホームページにおいて、こういった審議会等の会議結果を公表するという取り組みをスタートさせました。全文筆記の会議録もありますけれど、主に要点をまとめた会議録、会議資料を公表させて頂いている。氏名を公表できないような会議もありますけれども、それについては氏名を公表しない形でできる限り多くの委員会、さらに審議会の結果を公表公開させて頂いております。これは随時公開をさせていただきますので、この会議についても公開をするという形になります。氏名は載りませんが、そういった形の会議結果を多くの方にご覧頂きながら、町政に関心を持って頂く方を増やしていければというふうに思っているところであります。結びなりますけれども、本日の会議が皆様方のご意見をいただきながら、有意義な会議になることをご祈念申し上げます、冒頭のご挨拶とさせていただきます。どうぞよろしくお願い申し上げます。

事務局 ありがとうございます。それでは議事に入ります。以降は委員長に進行をお願い致します。よろしく申し上げます。
委員長 はい。今回から我々と一部の委員さんはパソコンを持って、ペーパーレス化という取り組みも今進めております。色々、庁内会議とかこういった場でパソコンを持ち寄って、ペーパーを完全に無くすることはなかなか難しいんですが、そういった印刷の経費削減を含めてペーパーレス化というところも進めております。今回、この会議の中では初めての試みとなりますけれども、事前配布させていただいております資料を画面上で確認させていただきながら議事を進めていきたいと思っておりますので、よろしくお願い致します。では早速議題に入ります。日程の第 3、事務局説明について事務局からお願い致します。

事務局 それでは、本日の会議の全体説明をさせていただきます。お手元に議案及び資料について、事前にお送りさせて頂いている方もいらっしゃると思いますが、1 点お詫び申し上げたいのが、この度、発送からご自宅の到着までに 4～5 日の日程を要してしまったケースがあるという事をお聞き及びしております。到着が遅れて、確認する時間が大変短くなってしまった場合があるかと思っております。大変申し訳ございませんでした。次回以降、スムーズな資料確認をして頂けるよう配慮して参りたいと思っておりますので、よろしくお願い致します。先ほど町長からのお話にもありました通り、一部の方についてはペーパーレスで実証させて頂いております。今回、ご希望の方にお送りさせて頂いた形にさせて頂いておりますので、ご理解のほどお願いしたいと思います。それと、お手元の方にカラー刷りのパンフレットと、はやきた子ども園課題提供という事で、委員からご提供いただいた資料も載

せさせていただきます。役場の方々については、メールでお送りさせていただきますので、ご確認頂ければと思います。これらについては、後ほどご説明させていただきます。紙資料やパンフレット等、不足されてる方はいらっしゃらないでしょうか。大丈夫でしょうか。では、早速本日の中身に入っていきたいと思いますが、こちら先ほど町長からありましたけれども、審議事項 1 件、協議事項 2 件、報告事項 2 件、そして委員発議が 1 件、その他連絡事項を 1 件予定しております。1 件ずつ事務局からご説明させて頂いた後、ご意見ご質問等承って参りたいと考えております。概ね終了時間、16 時半から 17 時までには終わりたいと考えておりますので、ご協力のほどよろしくお願い致します。

委員長 今、日程関係について説明が終わりました。ここまでの間で何かご確認したいことがある方おりますでしょうか。大丈夫でしょうか。はい。それでは早速、日程 4 審議事項、安平町子ども・子育て会議運営要綱の改正について、事務局よりご説明いたします。

事務局 先に資料 1 の説明をさせて頂いてよろしいでしょうか。

委員長 分かりました。資料 1 ページをお開き下さい。初参加の委員さんもおりますので、簡単に説明をお願い致します。

事務局 まず、この子ども・子育て会議の全体像について、簡単にご説明申し上げたいと思います。子ども・子育て会議ですが、子ども・子育て支援法という法律に定められておまして、どこの街でも必ず設置していかなければいけない会議で、安平町もこのような形で開催をさせて頂いております。皆様の任期が令和 5 年 10 月 31 日ということで、本日委嘱させていただいた方については、この残任期についてよろしくお願ひしたいと考えております。1 ページの下ほどに、子育て支援部会と青少年部会ということで囲まれてる部分あるんですが、昨今、安平町のスタイルとしては、これらの部会を合同して皆さんこうして一同に集まって頂き、子ども・子育て会議を開くという形でやらせて頂いております。2 ページ目に、本日、現在の委員の皆様の名簿を掲載させて頂いております。ご覧いただくと、様々なお立場の方に幅広くご参加を頂いているという事がお分かりになるかなというふうに思っております。この子ども・子育て会議が、子ども・子育て支援法という要するに認定子ども園の入所する児童ですとか、その未就学児童に対する施策が非常に大きい分野でございますので、とすれば委員の皆様の専門の領域と少し遠くなってしまう話題というケースがあるかなというふうに思いますけれども、様々なご視点、様々な立場から子ども達に温かいまなざしを送っていただく、そんな機会として捉えて頂ければ幸いと思っております。3 ページから 8 ページまでは、この子ども・子育て会議の運用面等を定めたルールを記載させて頂いております。詳細につきましては割愛させていただきます。以上です。

委員長 はい。ただいま資料についての説明を終わりました。確認等ございましたらお願ひしたいと思います。よろしいでしょうか。大丈夫ですね。それでは、日程（4）審議事項に入らせて頂きます。先ほど申し上げた、要綱の改正について事務局よりお願ひします。

事務局 資料 6 ページから 8 ページになります。安平町子ども・子育て会議運営要綱の改正という事なんですけども、具体的に 8 ページの第 9 条（2）棒線部分があるかと思ひます。従前ここが社会教育グループという事になっていましたが、本年度の教育委員会事務局内での業務の所管替えがございまして、それに対応する改正となっております。非常に軽微な、この 1 点の改正なんですけども、この会議でこの要綱を決定する事となっておりますので、お諮りさせて頂きたいと思ひます。よろしくお願ひ致します。

委員長 説明が終わりました。今説明しました通り、委員会内部で業務所管の変更で、事務的な改正ということでございます。何かご意見あれば、またご質問があれば承りますけども、よろしいですか。それでは協議事項 2 件に入らせて頂きます。日程第 5、協議事項①第 2 期安平町子ども・子育て支援事業計画の中間年の見直しについて、事務局より説明願ひします。

事務局

はい。資料の9ページからになります。1番目、子ども・子育て支援法等々は平成24年8月に成立致しまして、平成27年度から第1期目の安平町子ども・子育て支援事業計画というものをスタートさせました。現在、令和2年度から令和6年度までの5年間で第2期目の子ども・子育て支援事業計画を進めている最中でございます。この計画は、子どもにやさしいまちづくりというスローガンを掲げて推進させて頂いているところでございます。この計画については、全体で70ページくらいの非常に大冊になっておりまして今回添付させて頂いております。ご興味ある方は、URLやQRコード、あるいはインターネット環境が無い方は、お申し出頂ければお渡し致しますので、よろしくお願ひしたいと思います。2番の部分ですが、令和2年度から5年間で進んでいる計画の中で、ちょうど本年度令和4年度が真ん中の中間年、3年目の年になります。どこの町もその真ん中の年になった段階で、向こう2年間の量の見込み、どれだけ認定こども園をお使いになると推定される方が居るか、あるいはそういった量の見込みに対してなるべく待機児童が出ないように、園と町が協力してキャパシティを確保していくか等といったことを具体的に定めている計画になっております。3番目、その中間年の見直しに関して、どういった方向性でやっていかってという事がこちらになります。その計画が第1章から第6章建てになっていて、このうち第4章について、この量の見込みあるいはその確保方策という部分を定めている場所になります。主に、こちらについて第2章における人口推計などの分析も新しい情報に書き換えた上で、再度検討・分析して参りたいという事が、この中間年で見直しをする大きなポイントになっています。主にこの第2章と第4章について、例年大体、次回、2月ぐらいにこの子ども・子育て会議を開催させて頂く予定になっておりますが、その中で見直し案についてまた皆様にお諮りをして決定していくという運びを予定しております。今回、この令和2年度に第2期の計画を定める際に、子ども・子育て委員の皆様や児童からも直接アンケートを取って、計画に反映させるべきじゃないかといったご意見を頂いております。令和2年度の段階ではなかなかそこまで追いつくことができず、中間年の見直しの中でさせて頂きますというようなお約束をさせて頂いております。一方で、現在安平町で子どもにやさしいまちづくりという事で、児童の皆さんから直接意見を聞くということを非常に重要視して施策展開しております。そういった観点からも、児童の皆様にご意見を伺って頂きたいと考えておまして、10ページ目の4番が見直しに対するポイントを整理したところです。重要ポイントという事で大きく4点反映させて頂いております。今回、こちらについて重点的に見直しを行って参りたいと考えております。まず1点目。昨今、放課後児童クラブ、いわゆる学童保育と言われる部分なんですけれども、とりわけ早来地区において利用児童数が相当程度増加してきております。ですので、今後、令和5年度以降、どれだけの皆様にご利用頂く予定になっているのかというのをしっかりと見定めた上で、計画に反映させて頂きたいと考えております。次に②の部分、病児保育と書かせて頂いておりますが、例えば、登園中に病気になった、あるいは病気が治りかけ、そういった様々な段階の中で保育をさせて頂く仕組みがございます。こちらについて安平町としては、従前から病気が治りかけ・快方に向かっている方を保育施設でお預かりをするという事を、令和7年度辺りから開始させて頂きたいという事で準備を進めておりました。その辺についても、より具体的に計画の中に反映させて頂きたいというふうに考えております。③番目。先の通常国会で、児童福祉法が改正されました。その中で、町においてやらなければいけない事が多々決定した訳なんですけれども、その中で1つ大きくあるのが子ども家庭センターです。今まで保健師さん達が一生懸命頑張っている母子保健の事、あるいは保育士さんや心理職の方が一生懸命頑張っている児童虐待系の部分、今までそれぞれの組織でやっていたものを1つに合体をなささいといったところが令和6年4月1日からという事で予定をさせて頂いております。その辺も、この子ども・子育て支援事業計画に大きく絡んでくる事業になるものですから、その辺の内容を反映していきたいという事。最後4番目が、それら改正児童福祉法以外にも様々大きな法律の制定があり、例え

ば、子ども基本法ですとか医療的ケア児支援法ですとか、そういったところを今回文面の中にしっかり反映させていきたいと考えておりますし、昨今のコロナ対策ですとか、あるいは町長の公約で、子どもにまつわる新しい条例を立てていくといったような方針も出されておりますので、それについても適切に反映させるべく、検討して参りたいというふうに思っております。5番が、アンケートを実施するにあたっての方向性について書かせて頂いた部分です。子ども達に聞く部分と、保護者の皆様に聞く部分と大きく2つに分けてこちらの調査を実施して参りたいと考えております。まず児童の部分なんですけど、後ほどご説明しますが、安平町は子どもにやさしいまちづくり事業（CFCI）というものに取り組んでおまして、これが子どもの権利に関する取り組みです。例えば、「大人にしっかり意見を聞かれている」と子ども自身が感じてるかですとか、そういったことを直接子ども達自身に聞いていく中で、この先の計画に反映させていきたいと考えております。保護者の皆様に關わる部分については、先ほど申し上げた放課後児童クラブの利用見込みであったり、子育てに対する不安感について聞かせて頂いているんですが、アンケートする際、必ず聞いている項目で、当町の施策を展開する中でも非常に重要視しているポイントでございます。なるべくこの不安感というも無くしていくための様々な施策を展開していますから、この度もこういった方向で考えております。11ページ12ページが、参考までに前回第2期計画策定時に行ったアンケートの内容について書かせて頂いております。こちらについては今回の聞く客体が全く異なって参ります。当時は未就学の保護者の方のみにお聞きをしていたので、調査項目が大きく変わるんですが、回収率ですとかその辺の参考までに添付をさせて頂いたところです。最後の13ページなんですけども、子どもにアンケート、権利に関する部分を聞くと言っても、そもそも、その権利っていうのは基本的な概念と言いますか、そういったものは特に低学年のお子様方にはなかなか難しいのかなと思っており、これは本当叩き台なんですけども、日本ユニセフさんのホームページですとか、これまで私どもが広報誌で行ってきた内容を少し噛み砕いてお伝えする中で、この権利についてお聞きしていく。権利教育みたいな機会とも捉えて実施していきたいというふうに考えております。私からは以上です。

- 委員長 はい。ただいま説明して頂いた通り、令和2年度から令和6年度までの5か年計画で進めております「現在の子ども・子育て支援事業計画」について今年度がその中間年にあたるという事で見直しが必要な年である事から、具体的、さらにはその方向性についてお示しをさせて頂きました。4番目のポイントの整理の中では、重要ポイント4つに絞らせて頂きながらご説明をさせて頂きました。何かこの中間年にあたっての整理の仕方、方向性についてのご意見、またご質問等があれば挙手お願いしたいと思います。
- 委員 今回アンケートを取る子どもと保護者の年齢層とか、そういった対象どうするかといったような具体的なというか。事務局 放課後児童クラブについては、特に保護者様に聞いて参りたいと考えております。まず基本的な対象は小学生になると思います。それに加えて、中学生の方から意見を聞いていきたい。つまり、児童生徒としては小中学生をメインターゲットに。保護者様は、それらの小中学生の保護者様という方向で検討して参りたいと考えております。
- 委員 小学生・中学生の全生徒、全保護者という事ですか。事務局 そうですね。今現在、想定される質問項目はご覧の記載の部分になってくるので、基本的には小学生と小学生の保護者様には絶対お聞きしていきたいと思っています。中学生は放課後児童クラブのご利用ができないので、今後どうしていくか考えていきたいと思っています。
- 委員 質問です。4番目の重要ポイントの②病児保育についてですが、令和7年度から運用開始を想定し、準備を進めているって言う文章がありますけれど、現在令和4年ということで、令和7年度からの運用開始の想定の根拠について説明をお願いします。続いてアンケートの方向性ということで5番目なんですけど、権利について

質問する前に「権利」とはどういったものかを児童へ周知する機会としてという文章があります。これ、とっても大事なことだっというふうに私も思っています。親に叱られるだとか、あと、いろんな虐待にあったり、いろんな餓えに子ども達になっている時に、自分たちも本当に元気に守られて生きていくってことを、小さい時から権利として分かるということが大事だと思うんですけど、そういう点で今、町でも子どもにやさしいまちづくりということで、子どもの権利4点に渡って話されていますけれど、具体的に今後子どもの権利教育をどう実践していくかっていうことがとても大事になってくると思うんですけど、現状で、学校の道徳とかそういうところで、権利教育の話とかを、実際、今しているのかどうなのかっていうことと、今後どういう風にして、権利教育っていうことを子ども達に浸透させていこうというか、あんまり具体的に話せないかもしれないですけど、現時点で考えることがあったらお聞きしたいなというふうに思います。以上です。

委員長 1 番目については事務局の方で。2 番目についてはどうでしょう。校長会の花田先生とかお話しして頂ければと思います。まず1 番目から。

事務局 それでは1 点目の令和7 年度から利用開始を想定して準備を進めているという部分の根拠ということですが、令和5 年度、来年度にこの病児保育を建てるに当たっての具体の打ち合わせですとか、調査研究を開始して参りたい。そういった年にしていきたいというふうに考えています。翌年、令和6 年度に、具体的にもし必要があれば、そういった保育の場所を作っていくというハード面の整備をした上で令和7 年度の運用開始といったような予算感も含めて予定をさせて頂いております。

委員長 今年度が総合計画の後期計画の策定年ということでもあります。後期計画については、昔と違って4 ヶ年計画で令和5、6、7、8 の4 ヶ年を対象とした後期計画の策定に入りました。そういった中でも、病児保育・病後児保育は、この子育て会議委員の皆様方からこれまで頂いてたもので、総合計画の最上位計画にまず位置づけて、その中で施策をきちんと実施計画にも入れながら展開していきたい。ただ、先ほど冒頭挨拶しました通り、相手があることです。病院の先生方にご協力頂かなければならない部分もありますので、院内の方でできる部分、子ども園側の中でできる部分、できなければ何か施設的なものを整備しなければならないのか、そういったところを方針や計画に位置づけて、最終的にはまず病後児の方を先行しながら、病児保育もその後に繋げていければいいなと思ってます。おいわけクリニックさんについては、昨年度の中で苫小牧東病院と色々な形でご相談している際にも、安平町としての基本的な考え方は伝えておりますので、今後、病院とのそういった医療懇談会等は開催致しますので、そういった中で今日出される意見を踏まえて協議もしていきたいというふうに思っています。

委員 学校と致しましては、この権利教育を特化して行うのではなくて、道徳教育や全てのあらゆる活動を通して子ども達に豊かな心を育てていくという事は、従前からどの学校でもやられています。さらに特化していくと、今、道徳の時間が道徳科になったんですが、この中でそういうところを扱いながら授業で行っていくという事はずっと進めてきています。ですから、人権の事についても学習する機会として、人権擁護委員さんに来てもらう取り組みもしていますし、子ども達同士が日常を過ごす中で豊かな心を育てていく、そういう観点で人権教育はされています。

委員 今ありましたように、道徳での学習に加えて、生徒指導の関係で校則の問題とかもあります。そこで、校則の見直しとか子ども達の中で権利を考えていくという事を常にやっています。与えられて「これをやるんだよ」ではなくて、子ども達に「権利」ということを考えさせるという事を重視しております。

委員長 よろしいでしょうか。

委員 ありがとうございます。自分も子育てして、道徳の時間に子どもがパンフレット持ってきて、人権についてとかそ

ういう学習してるのは過去において見てきているので分かります。で、各学校で色々な面で今、昔よりもいじめもすごいですし、努力されているのも分かります。今年6月に国会で法律が変わったということで、「こういう感じでやってきます」という時期ではないんだなというふうに、私自身はいろんな問題に対して思っているんです。こういう感じで学校でやってます。道徳でもこうやっていましていうのは分かるんですけど、今なぜ子育て支援法とかいろんな法律が変わってきてるのかという時代に合った事をもっと。ちょっと生意気で失礼ですけど、追求していく必要が今あるのかなというふうに思います。で、ネットで色々調べていましたら、教員の4割ぐらいの方が子どもの4つの権利だとか、あとその中の分析のことを全く分かっていなくて、こういう意見が出ていたっていうのがずらずら出てきて、私もかなりびっくりしたこともありまして、改めて今の情勢の中でどうしていくのかっていうのを本当に安平町独自っていうか、まあそういうのも含めて考えていく必要があるのかなというふうに思っていますので、期待も含めてよろしくお願い致します。

委員長 ありがとうございます。学校の中では当然、そういった人権教育や道徳の中でやっているという話ですが、学校でできることにもやはり限界がありますので、町としても現在の町づくり基本条例の検証をお願いしてる委員会にもそういった子どもに関する部分が基本条例の中では第15条しかないの、そういったところも改正していかなきゃならないのか、さらには、子どもの箇所ですけれども、権利条例みたいなものを安平町独自の条例化を図って、子ども達だけではなく、その対象を大人も町全体で、やさしいまちづくりにふさわしい、そういった自治体の条例を作っていく。そういった考えも持っておりますので、今、八木委員がおっしゃられたようなところも踏まえながら、学校だけにお願いするというより町全体で関わっていけるような、そういった方向性を持ってやっていきたいなというふうに思っています。よろしいでしょうか。中でまた関連があればお聞きをしていきたいと思いますが、この他、この項目において質疑等がなければ先に。

委員 1つアンケート内容についての意見です。子どもの権利を考える時の現代の課題として、ヤングケアラーとDVっていうのがあるかなと思うんですが、本町でも気をつけて見ていく必要はあるんじゃないかなというふうには考えてます。ヤングケアラーで言うと、小さい子を世話するために上の子が学校を休むというような事もあるかもしれないし、DVも否定しきれないものもあるかなと思います。それで、児童への質問項目の中に、それとなくその事があるようなものを設定できないだろうかというふうに考えます。もう1つ、ある学者は叱られる権利っていうのも挙げてるんですよ。これあまり今言われなくなってるんですけど、ただ、望ましくないことをしても叱られないっていう者が社会に出ていくと、鍛えてもらうのが苦手な人間、すぐに傷ついて反発したり落ち込んだりする人間を作っていくというふうな事も言われたりしています。で、今週の火曜日の道新見られた方もいるんじゃないかと思うんですけど、新入社員、今年の新入社員を対象にした調査の質問も出て、理想の上司像っていう記事が掲載されたんですけど、そこに10年前には叱ってくれるが33.7%あったけれども、今回は17.8%と大きく減ったということが見出しになって取り上げられておりました。で、私は褒める事と叱る事のバランスが大事かなというふうに思ってるんですが、そういう意味でしつけていうことも必要かなというふうに思ってます。で、この保護者のアンケートの中にもですね、家庭でどんなしつけをしているのかって事を尋ねるようなものもあっていいのかなと。またあるいは子どものアンケートの中に、しつけに関する言葉かけとして「ちゃんと挨拶しなさい」例えばですね。「嘘をつかないようにしなさい」というような事を、どこから言われているかどうかを聞いてみる。そのような方法もあるかなと思います。まあ、このようなことも検討して頂けたらなって考えてます。以上です。

委員長 はい。只今の案件については貴重なご意見という事で、アンケート調査を作ってく中で検討させて頂ければと思っております。よろしく申し上げます。それでは、先に進めさせて頂きます。日程5協議事項、第3期安平町子ども・子育て支援事業計画の策定について、事務局から説明をお願いします。

事務局 それでは資料の14ページご覧頂きたいと思います。こちら第3期の子ども・子育て支援事業計画という事で、現在令和6年度第2期でやっておりますが、その次の計画というふうになっております。令和7年、2025年から令和11年、2030年度の5ヶ年計画のお話でございます。令和7年度からもうスタートしなければいけませんので、前年令和6年度中からもうすでに策定をしていかなければなりません。ですので、ゆとりを持ったスケジュール感で来年度からニーズ調査、意識調査というところを少しずつ進めてまいりたいというふうに考えております。それが中ごろの表の中の左側です。右側についてはそれらと並行して、この子ども・子育て会議の中でも現在第2期計画の評価・振り返りなども行いながら、バージョンアップさせて行きたいと考えております。下の表が大体、令和7年3月ぐらいに決定をして、令和7年4月からスタートさせて行きたいという事を書かせて頂いております。簡単ですが、方向性だけ説明させて頂きました。

委員長 令和7年度から11年度までの5ヶ年計画の第3期計画について、早く来年度から準備作業を進めるといったお示しをさせて頂きました。先ほどは現計画中間年に当たっての方向性ですから、その先、それに繋がる第3期の計画策定についての考え方ということであります。この部分について、ご意見、ご質問等あればお願いします。よろしいでしょうか。先ほど申し上げた通り、中間年の報告の中でも様々なご意見を頂きました。それは、この第3期の計画策定についても同じことが言える訳でありますので、そこにめがけてまた整理していかなければならない案件もございますので、そういった方向性を持って進めて参りたいと思っています。この項目についてはよろしいですか。それでは、日程第6報告事項2件に入らせて頂きます。2件ありますので、1件ずつ進めて参ります。1件目は先ほども話に出ておりました「子どもにやさしいまちづくり事業」C F C Iの進捗状況について事務局から説明をお願いします。

事務局 資料15ページからになります。こちらの資料ですが、大きく5章建てで説明したいと思います。まず序章として16ページからご覧頂きたいと思います。子どもにやさしいまちづくり事業と日本語訳してはありますが、英語の頭文字をとってC F C Iと呼んでおります。17ページですが、そのC F C Iというものは、ものすごく簡単に言うとどういう事なのかを3つで表現させて頂いております。子どもの権利条約に批准されている条約を、最も子どもに近い距離にいる私たち地方自治体が、大人だけではなく子どもを1人の町づくりの主体者として位置付けて、一緒に対等に取り組んでいきたいと思いますところ、この取り組みの根源となります。下のスライドですが、2021年12月から向こう3年間で、安平町はこのC F C I実践自治体という事で日本ユニセフ協会と覚書を締結して、日本で初めてのC F C I実践自治体にならせて頂きました。安平町の他に4自治体、合計5自治体が日本の中で実践自治体として活動しているという事になっています。次のページ18ページの上の方が、先日「広報あびら」に掲載させて頂いたんですけども、安平町が考えるC F C Iとはという事を噛み砕いて簡単に整理したところです。子ども達からしっかり意見を聞きながら進めていく事と、それが当たり前に行われる事。そしてこれは決して子どもだけではなく、大人達も勿論ないがしろにしない。子どもにやさしいは、皆にやさしいという事を意識してやっていきたいと思います。例えば、高齢者や障がいのある方にとって優しいバリアフリーは、子ども達や妊婦の方にも優しいように、そういった皆にやさしいを目指していきたいと思います。下のスライドが、毎年研修させて頂いているんですけども、その中で役場職員の皆さんにお伝えをして、子どもの意見を聞きながら仕事を進める。それが、全ての部署で絶対何かしら子ども達に関わってくると思っていて、全体で実践していきたいと思います事を申し上げさせて頂いたところが、序章になります。第1章の19ページから21ページなんですけども、こちらについては、子どもの権利条約とは具体的にどういった事なのかなど簡単にまとめさせて頂いている部分になります。こちらにつきまして今回は説明を省略させて頂きます。22ページ、第2章。安平町がC F C I実践自治体として日本ユニセフ協会から認定を頂くため

に、チェックリストを用いて、この1年どのように施策を進めてきたか、そしてこの1年どうだったか。来年はさらに、どういうふうにバージョンアップしていくのかというところを、毎年度評価して実践していくという仕組みが導入されています。23ページがそのチェックリストにおいて10項目大きく分けるとあるんですけども、その項目を列挙させて頂いております。次の24ページ。ラスト10項目目が、その各自治体オリジナルで定める項目になっておりまして、現在安平町では緑で囲んだ部分「遊び場や学校再建を通じた震災からの復旧・復興」です。とりわけ地震直後に子ども達の居場所、遊ぶ場所ってというのが大変少なくなり、様々な施策を町としても実施したところで、それが派生して今あびらチャンネルだとかでよくご覧になって頂けるかなと思いますけど、あびら教育プラン等ができております。また、ご存じの早来学園の取組み等を評価の対象として進めているところです。下のスライドが、このチェックリストがかなり項目が多く、全部で40～50項目あるようなすごい大きな複雑なものになっておりますので、今回添付を省略させて頂いておりますが、ホームページ等で掲載させて頂いておりますのでご興味のある方はご覧頂きたいと思います。第3章25ページ以降ですけども、こちらが我々安平町が考えるCFCIというものを意識した部分です。特に安平町では、子どもの権利条約っていうのは前文から第54条の55条建てになっていて、そこに様々な子どもに関する権利が具体的に記載されてるんですけども、とりわけ当町ではこの12条の意見表明権と第31条の遊ぶ権利、これ非常に今力を入れてやらせて頂いております。26ページは、そもそも子どもとは何なんだっていうものを改めて再提議というか再提言させて頂きました。先ほどからみんなに優しいというお話をさせて頂いているんですが、具体的にこういふことがあるからみんなに優しいんだって言ったところを、ご説明させて頂いているのが26ページの下と、27ページの上のスライドになります。やはり、昨今少子高齢化社会にますます進んでいる中で、どうしても世代の若い方々の人口っていうのはこの町でも減ってきてる中で、大人だけの意見を聞いてくと、どうしても意見の偏りというものが出やすくなってきます。子どもにやさしいまちづくりに基づいて子どもにしっかり意見を聞いて、世代間のバランスを確保していきましようという事が基本的な考え方とあって、つまるところ、子どもにやさしいとは、子どもと共に考えることという考え方でまとめています。最終章28ページからが、現在、安平町で行っているR3の具体的取組結果、R4本年度の取組目標について整理させて頂いているところです。28ページの下の部分。児童アンケートということで、この早来学園の建設に当たって様々な部分で児童生徒の皆様からご意見を頂いて、その結果を反映させて頂いております。29ページが先ほども説明した「あびら教育プラン」という事で、日々の社会教育活動において子どもの意見を取り入れながら進めさせて頂いております。29ページ下の部分、新しい学校をつくる会というものを実践されてらっしゃるんですけども、その中でも子ども達に直接参加してもらい、大人と対等に議論を重ねて早来学園の裏にある丘づくり等をしているところです。続いて30ページ上のスライド。CFCIの取組を始めてからお付き合いが出てきた法人様について書かせて頂いております。「木育」という文脈の中から、まさに来月、両子ども園と共同の事業が実施されようとしています。続いてR4の目標ですが、下のスライドでは引き続き早来学園を中心に、今後決めていかなければならない事をアンケート取り出すという事になります。31ページ。こちら毎年4月1日に新しい職員が入って来ますが、その研修の場面でもこのCFCIとしてのご説明をさせて頂いたり、年度の途中でも職員の方が入ってきますので、そういった方々にも説明をさせて頂き少しずつ浸透を図っているところでございます。31ページ下のところ。人権擁護委員の沼田さんにお越し頂いておりますが、その会議の席でこのCFCIについて共有させて頂いたり、あるいは民生委員協議会中でも本日は中村会長と垣内委員にお越し頂いておりますけども、研修会として少しお時間を頂いてご説明させて頂いたりというところで少しずつ連携の輪を広げて参りたいと考えております。32ページ33ページなんですけども、これは、たまたま私が住んでいる、所属している栄自治会、子ども会のチラシなんです

すけども、C F C I の取り組みが行政以外のところにも少しずつ広がっているのかなと思っていて、他の自治会、子ども会さんでもやられてるかもしれないですけど、大人が押さえていなければいけない情報を子ども達に開示した中で、積極的に意見を聞いて一緒に考えていきたいと思いますという取組も広がっていて、こうした事が行政だけじゃなくて安平町全体に浸透していけばいいなという思いで進めて参りたいと考えています。以上です。

委員長 一通り説明をさせて頂きました。何かご質問等があれば、疑問点があればお願いしたいなと思います。何か補足することがあれば、学校を「考える会」から、今「つくる会」に。その代表もやられてますが、何か紹介できることがあればお願いしたいと思いますがどうですか。

委員 はい。ありがとうございます。私が関わらせて頂いている新しい学校をつくる会というものは、毎月 1 回のペースでこちらの会場に集まった大体 20 名前後のお父さんお母さんと子ども達で、新しくできる学校の丘の部分でという魅力的な丘にして皆で過ごしたいかっていうことで議論を重ねてきました。8 ヶ月ぐらい重ねてきているところです。その中で、私とあと 5 名の住民の方が組織して、次の会はどのようにしたらいいだろうねということ話し合ってるんですけど、この中でも全員が子ども達がどういう雰囲気だったり、どういうお題だったら話し合いに参加しやすいだろうねとか、どういう組み合わせだったら話せるだろうねとか、そういう感じでこの子ども達がいかに話し合いに参加できるのか、楽しめるのかという事をすごく大事にしながら、かつ、出てきた意見も勝手に大人達が精査することなく、ずっとそれを大事にしながら具現化してきている活動になってます。やはり子ども達から出てくる意見というのが、全く想像できないような大人もワクワクするような意見がすごくたくさん出てきていて、子どもの意見を聞くっていう事が、パフォーマンスとして聞いたよねっていうアリバイ作りのためじゃなくて、本当に子どもの視点じゃないと、もう大人が忘れていたような子どもの視点じゃないと出てこない魅力的なものっていうのが本当にあるなっていうことを毎回感じさせて頂いています。なので、これからも、みんなで関わったプロジェクトっていうことを外側に発信するための目的ではなく、本当に各世代いろんな人がここを訪ねて、そこで交流が生まれて繋がりが生まれるような魅力的なものを作るためにも、子ども達の声だったり、またはいろんな世代の声を聞きやすいような場所をこれまでと同様に作っていききたいなとそんなふうに思っております。以上です。

委員長 急なふりにご対応頂きまして、ありがとうございます。非常に貴重なご意見頂きましたので、こういったご意見を取り入れながら進めて参りたいと思っております。報告事項も 1 件ございますので、最後その他で漏れがありましたら全体でフォロー致します。続きまして、はやきた子ども園とみなくる間の冒頭のご挨拶で申し上げた廃道について、事務局から説明のほどよろしく申し上げます。

事務局 34 ページからになります。これまでの経過として報告させていただくと、令和 3 年 1 0 月前々回の子ども・子育て会議において委員の方から、この道路周辺の安全に関する指摘をいただきました。そこから、実際に子ども達や利用する保護者の皆様などにアンケートを実施しまして、やはり危険だという状況を掴むことができました。それを受けて令和 4 年 3 月の町議会にご提案させて頂き、道路としての用途を廃止するという決定をして頂きました。そこから年度が明けて 4 月から 2 ヶ月ぐらいかけて工事をして、令和 3 年 1 0 月にご提案頂いてから 8 ヶ月という比較的急ピッチで完成にまでこぎつける事ができました。その完成前、完成後の状況が 3 5 ページから 4 0 ページまでにおいて写真で表示させて頂いております。この取り組みは、まさに C F C I そのものだという風に感じてまして、こういう道路を廃止するという大きな事だけでなく、様々なものにも今後意識して取り組んでいきたいと思っております。今後とも、こういったご意見を子ども・子育て会議の場において是非ご提案頂ければ嬉しく思います。以上です。

委員長 写真もつけながらの資料でありましたので、ご理解頂いたんじゃないかなというふうに思います。何か疑問点があれば、お伺いしたいと思います。よろしいでしょうか。今のところ、何かこの廃道に合わせて、良くなったという声

は届いてますでしょうか。

委員 廃道について保護者の方から話がありまして、やはり園舎の横を通り過ぎる・侵入する車が減ったことによって、駐車場内がとても安心して使えるようになったというご意見を何件か頂いております。職員の方も、散歩に行く時ですとか園舎の周りを探索する時に、やはりあそこに車が結構通ってたのが全く通らなくなったってことで、子ども達にとっても安心な安全な環境ができたんじゃないかなって感じています。駐車場内の止め方をまだちょっと整備してない状況です。なのでこれから、今後、教育委員会と協議しながら、より安全な駐車場にしていきたいなと考えております。ありがとうございます。

委員長 補足説明ありがとうございました。それでは次に、委員発議という事で放課後児童クラブの現状、トイレも結構不足しているっていう事であったり、通園バスの利用状況で乗らない時間帯があったり、そういったところ含めてご説明頂けると。問題提起含めて頂けるとお聞きしておりますので、ご説明のほどお願い致します。

委員 今回コロナ禍において、感染対策等を行いながら子ども達の受け入れをやってきました。課題の方は、園の中で小さいものから大きな課題、職員とともに解決しながらやってるんですが、今回大きく4点、課題っていうか対応が必要になって事をあげさせていただきます。ページをめくりまして、まず2階のトイレについてです。2階のトイレなんですが、今トイレが少ない状況で手洗いも少ない、排泄もスムーズにできないっていう状況になってます。下の方の経緯なんですけど、建設当初は2階部分は子どもがあまり使ってなくて、支援センターや療育の職員、大人が結構多く使ってる想定で大人用トイレしかありませんでした。ただ、現在は入所児童が増えたことによって2階は4歳児に使っています。あと子育て支援ですね。子ども達が使うことになったので、トイレを子ども用のトイレに1つ改修したんですが、やはり数の方が足りず、なおかつ来年については50名の4歳児が上を使う予定になってます。保護者からもトイレの環境がどうにかならないでしょうか。待ってる間にお漏らししてしまうんですっていう声も頂いています。で、右の方が建設当初の図面で、ピンクのところが多いですよ。これ、どちらも大人用トイレになってます。下が今のトイレの状況です。ページめくりましてこれが上の洗面所なんですけど、現在、下の方ですね。子ども達使ってますが、やはりそれぞれに1個しかないのでもみんなが一斉に行くと、このように並んで、後ろの子はちょっと我慢できなくてかかっていう状況になります。洗面所の方も、大人用の高さなので、右下にあるように、今、台を使ってやっています。1つしかないの、ここを何人も使うという事で、コロナでもあるので消毒の方を実施していますが、ただ、1回1回消毒という訳にはいかないの、その辺の感染対策でも不安を感じてる所です。それで、今、右上の方にある、改善したいなっていうところなんですけど、2階のトイレを改修してどうにか幼児用のトイレを増やす事できないかなと。今、男女で分かれてるんですが、大小でジェンダーフリーで設置して、大人の場所もしっかり確保して、手洗い場所を増設し、感染対策にも取り組めるようにできないかなと考えている所です。すぐできないのは重々承知してるんですが、こういう課題があるっていう事で共有させていただきます。2番目ですが、先ほど冒頭にあったように放課後児童クラブ、児童館の利用者が増えているという状況です。今年度大きく増えまして、12ページの下にあるように定員が40人のところを大体60ぐらい平均している所です。こちらの入所児童の増加については、教育委員会とも協議して職員の方を増やして現在対応してる所です。ただ、やはり活動場所が限られているので、特に雨天時。天気の良い日は外に出て、子ども園の子ども達と遊ぶんですが、雨天時やこれから迎える冬に当たっては、場所の確保っていうのが大きな課題になります。こちらの方は、やはり密になるっていうことと、特別な支援が必要なお子さんが、やはりざわついた中で過ごすことによってトラブルがあったりかかっていう状況があるので、どうにか別なスペースを確保して、子どもたちが落ち着いて過ごせる場所を確保できないかなと。あと、今定員を超えているので、来年度義務教育学校ができる事で、遠浅・安平の子ども達の利用が増える事も予想されます。で、このままで行くと

待機児童を出さざるを得ない状況なのかなと考えていますので、なんとかそこら辺を避けるためにも場所を確保したいなと考えております。3つ目は町内バスの送迎の課題であります。こちら、バス内でのコロナ感染予防の難しさっていうのを感じまして、実際バスの中で感染が拡大がしたという事例があります。これは乗車時間が長かったりですか、バスの席が近いのでどうしても離れられない状況があったという事がありました。その中で、バスの利用についてもう一度私の方で調べてみると下にあるように、今、遠浅バス・安平バス・富岡バスが出ていますが、朝は1・2・6・9。1便バスというのが、幼稚園2時までの教育時間のお子さんが乗るバス。そこは8・1・3っていう状況になります。今、2便は利用がありません。3便バスっていうのが長時間保育のお子さんで、申し込みが3・3・5となります。実際どれぐらい乗ってるかっていうと、右上の利用状況3便っていうやつです。これは先々週の利用状況なんですけど、Max 3。少ない時は1。居ないところ、富岡バスとかは乗車が無い、ゼロっていう日もあります。こちらの方も、土曜日と同じような状況で、土曜日これは先月からの大体1人です。この現状を踏まえまして、次の20ページになります。こちらの方、バスの適正運行をなんとかご検討できないかなと。今のところずっと条例でもバス、朝と1・2・3便を出す、帰りの便を出すということになってるんですけど、実際3人、土曜日の利用者が年々減ってきているんですけど、運転手と添乗の先生は、乗る子がいるので確保しなければいけない。その確保することによって、実は夕方の保育の先生が足りなくなる状態になってます。それと、長時間保育の後バスに乗るという状況で、今これから5時過ぎたら真っ暗になります。多くの子どもは途中で寝てしまう。で、1人で乗ったりするんですね。不安な気持ちで。長時間保育の後の送迎は、原則保護者が園に迎えに来て、子ども達を暖かく迎えてあげるっていうのが園としては素晴らしいんじゃないのかなと考えております。バスの運行については遠いところのお子さんもいるので、朝バスは運行をして全てをやめるっていうわけではなくて、子ども達の負担や状況を考えて運行を見直してはどうかと。最後、応急保育の実施ですが、応急保育とは下に小さく書いてるんでご覧いただけたらと思います。今回コロナもあって、実際コロナが発生して、家族が陽性でしたって連絡を受けてたら預かっていた場合、分ける場所が無いんです。専用室はあるんですけど、1箇所なので複数出るとやはり、子どもを預かる場所が無い。学級閉鎖で応急保育を行おうという時にも、うちは関わりの中で子ども達が過ごすという環境を整えてるので、どうしても完全に分けるっていうのが難しいです。空いてる保育士もない。なので、今回感じたのがやはり応急保育、熱が出た時に子ども達を安心して預かれるスペースが必要じゃないかなと感じました。現在の保育環境を見て頂いてる通り、全部要素が決まっています、空いてるスペースは無い状態です。なんで、子ども達を分けて過ごせる場所が必要かなと感じました。できれば、下の右下に書いてるように、いつでも対応できるように子ども園のそばがいいのかとか、こちら、私達がこのような環境だと子ども達を安心して預かれるんじゃないかなっていうことを書いていますが、やはり、病気になって不安なお子さん、急に来れない保護者の対応ということで考えると、園のそばで、病児・病後児保育っていうのが実施されれば、園としても移動もスムーズですし、受け入れも対応しやすいのかなと今回のコロナを通して感じたところです。以上です。

委員長 はい、ありがとうございました。今の意見は、一方の子ども園でしたので、もう一方の子ども園も何かあれば補足して頂ければと思います。同じ内容でも、違う内容でも。

委員 うちの園の課題としては、今、教育委員会とも話してるんですけど、うちの子ども園は玄関側に園庭があるので、今、誰でも園庭に入って来れてしまうところがちょっと課題で、不審者とかそういったところの対応を考えると、いかがなものかなと。不審者対応の避難訓練とかもやってるんですけども、やってもやっぱり急に変な人が入ってきた時に、じゃあ子ども達をどこに避難させて、誰がその不審者の対応に当たってっていうところが、やはり急に入ってきてされると難しいっていうところもあって。しかも一般の人を装って入って来られると、もう対応で

きないということもあるので、玄関の門扉について施錠がされるようにしたいということで進めています。玄関の園庭に入る前にまずインターホンを一般の人は鳴らしてもらって、誰が入ってくるのか、まあ、保護者の方は事前にお知らせしたテンキーって言って数字が出てきてボタンを何個か押すと扉が開くというような形を取って、保護者の方と小学生、児童館の利用の子ども達、あと職員には数字を教えておいて入って来れるような形を取りたいなというふうに考えてます。あと、うちの園に来られた方は分かると思うんですけども、出入りするところがもう道路に面してるんですね。それで、出入りする時は保護者の方がやはり車の通行を気にしながら出入りしなければいけない事とか、子どもも急に飛び出したりする可能性もあるので、そういった面も考えて今の位置から少し園庭側に入ったところに入り口を設けて、すぐ道路に面しないような形での門扉を新しく作ろうっていうことを今話をして進めています。あと、町の方の補助金を活用して、緊急通報装置これは来年度について実施する予定なんですけども、銀行とかにあるような強盗とかが入ったら、押したらすぐ警察に通報が行くような、そういった通報装置も来年度園の方につけて、ちょっと防犯の目をちょっと強化したいなっていうふうに今考えているところです。

委員長 はい、ありがとうございます。施設を建ててから民営化になったということで、用途がだいぶ変わった。また、1階においても結構壁を変えたり位置を変えたり、様々な工夫をしながら現在に至ってますので、抜本的な部分での不具合っていうのは、先ほどの洗面台と洗い場の高さの問題だと色々出てきてるということであります。事務局の方に確認しますと、来年以降の実施計画の中で、こういったものを検討に入ってるということでありますので、総合計画の後期計画の中でこういった課題を、一度に全部っていうのは難しいかもしれませんが、年次計画で4ヶ年に分けた中でしていきたいなというふうに思いますし、当然ハード面での事業費もかかるような課題でありますので、交通安全関係、防犯含めての対策を講じなければならないという案件でありますので、ここも同じような形で実施計画の中で課題として対応を検討させて頂ければというふうに思っております。今の説明の中で何か疑問点などがあれば、せっかくの機会なのでお願いしたいと思いますがいかがでしょうか。

委員 疑問っていうか、遊びは子どもの放課後の遊び場っていうことで感じることなんですけれども、やっぱり追分の地区あれば、低学年は児童館に行って遊ぶっていうことがとてもあると思うんです。ただ、3年生4年生、5年生6年生ってなった時に児童館に行くかって言ったら、やっぱり行かないんですね。何して遊びたいかって言ったら、みんなで集まってボール遊びとかそういったような体使って遊べるような遊びができる場所があったらいいと思うんですね。小学校の体育館であるとか、そういったところを開放して、みんなで集まって遊べるそういう場所を作るっていうことが大事じゃないかなと思います。なので、やっぱり今の子ども達はゲームばかりしてます。だからやっぱり視力の低下とか、そういったことに繋がってるっていうふうな気もするので、しっかりそういう場所を提供するっていうことが大事じゃないかなって思います。

委員長 これは頂いた課題ということで、学校解放の中で対応するのか、民間のコミュニティスペースなど活用できるのもありますけど、運動系でボールを使うのであればなかなか難しいかもしれません。利活用できる、そういった施設であったり公共施設、学校含めてそういったところは有効活用した方がいいんじゃないかなというふうには思います。今の検討課題として、追分・早来地区に共通の課題だというふうに思いますので、検討させて頂ければと思います。他にいかがでしょうか。

委員 課題をお伺いしまして、町長の方からすぐには全部できないけれども何年かスパンで検討っていうお話があったんですけど、このトイレの状況ですとか児童館利用の増っていうのは、かなり喫緊な課題なのかなっていうふうに思っています。町として予算付けだったり、計画にあげるっていう手順を踏まなければ対応できないっていうその難しさっていうのは重々承知してるんですけども、それ以外の部分でどういう風に町全体として放課後の遊び場を

作るかとか、そういうことも踏まえて、トイレはちょっと直接的にお金を投じて直さなきゃいけないもんだと思うんですけど「分かりました。じゃそのうち」という感じではなくて、継続的に何かこれを真剣に検討して、来年の春頃までには何かしらの改善が見えていないと、利用する子ども達や職員の方も負担がかなり大きい問題なのかなというふうに感じました。

委員長 ありがとうございます。行政が、やはり信頼して頂かなければならない事案なのかなというふうに感じました。我々、C F C I の実践自治体として、予算に関係ありますけれども、できる限り早く、こういった対応もしていきたいなと。先ほどの、町道を廃止するっていうのは、行政からいくと常識的には発想がないです。それが出されても「なかなか難しいですね」だけで終わる案件ですが、これもきちんと対応してきましたし、これからは先ほどの4つの案件についても、トイレ、児童館のスペース、応急保育の病児保育は施策課題としてもう掲げてますから、そこは若干、相手がある事なので時間かかる部分あるかもしれませんが、少しでも前に進めていきたいという考え方と事業計画また予算の要求を含めて、次回かその次になるかわかりませんが説明できるようにしていきたいなというふうには思っています。課題の中でバス送迎は、自分の中では第3便は、そこは保護者にはちょっとご不便かけますけど、保護者対応っていうところでそこに削減したマンパワーを子ども園の方に振り分けて頂ければいいなと思ったんですが、担当の方の考え方っていうか、押さえてはやっぱり合併協議の中で、遠浅・安平から4便ぐらい通園バスで送迎するみたいな、そういう約束事が当時はあったと。私としては、合併してもう16年経って、子ども園も民営化して様々なプラスの施策、設備含めてやって来てますから、現状に置いて最善策をやはり取っていくべきだというふうに思いますから、合併しての約束事って細かいものもたくさんあるんです。ただ、それが現時点に合っていないものであれば、そこに縛られるというふうにはならないと思いますので、バスの関係についても前に進めていきたいなというふうにはここでは話してましたが、当然、今日は発議ということで受けるだけで、実際自分も初めて聞いたようなものですから、そこで全て回答申し上げることはできなかつたんですけど、考え方また気持ちの部分含めて、ここはきちんとやっていきたいというふうに。そのために集まって頂いてご意見頂いてますので、予算は、当然かかって大変だということはこの自治体も同じですけど、その優先順位を安平町は子育て教育に振り向けるっていう、そこが町づくりの方針で柱でありますから、その期待を裏切らないような形でこれからも進めていければいいなと思ってます。

委員 ありがとうございます。

委員長 予定時刻、若干過ぎてしまいましたが、それ以外で何かあれば、連絡事項ですね。

事務局 お手元にカラー刷りのパンフレットを加えさせて頂いております。こちら、放課後等デイサービスで、発達の課題のある方ですとか、そういった方を対象に小学生から18歳ぐらいまでのお子さんを対象に、児童福祉法に基づいたサービスです。9月からNPO法人ポラーナという法人さんと、安平地区においてオープンされました。従前から放課後におけるその小学生等に対して、発達の課題のある方に対する対応の部分については、この会議の中でも指摘されておりました。こういった民間法人の活力もご協力も頂きながら、1つずつ今支援の強化に繋がってきてるのかなというふうに思っておりまして、今回、PRがてらご紹介させて頂きましたので、ご承知おき下さい。以上です。

委員長 はい、ありがとうございます。こちらについて紹介と説明ということであります。支援活動が9月から開始をされたということですので、よろしく願いを致します。それでは、その他全体を通して何か。また、今日の報告審議案件以外で何かご発言ある方おられましたら、お願いしたいと思います。

委員 検討していただきたいなという要望があるんですけど、21ページ。この部分は先ほど紹介なかつたんですが、ちょっとお話ししようかなと思ったんで。その「安平町では従前から遊びイコール学びと捉え、遊びから得られる非

認知スキルの獲得を目指してきた」と。この遊びに視点を置いたのは素晴らしいが、発達から幼児、子どもの発達から見て、非認知スキル、スキルというよりは能力という言葉を使った方が、より幅広くいろんなことが周りから認められていいのかなと思いました。ということで、じゃあ認知スキル、認知能力って何だって言うと、これは学校でいつも勉強してる、それぞれテストで測れる能力なんですよ。ところが非認知能力っていうのはテストで分からないんだ。そこが特に幼児教育では大事だって言われてるんでね。これを疎かにすると、学校上がってから認知能力が伸びない。なんぼやってもテストがなかなか効果が出ない。例えば北海道の全体を見て、それぞれ各北海道の先生、とてもよく熱心に教育されてんです。頑張ってるんですけども、なかなか体力の方も伸びてない。学習の方、勉強の方もなかなか。あんまり比べるのは好きじゃないですけども、全国的なレベルから見たらなかなか伸びない。その根本的な原因はここにあるんじゃないかっていう指摘の学者さんもいるんですよ。私はそれには共鳴します。ということで、簡単に言うと野外教育っていうことが大事だって言われてるんですよ。そのフィールドで、例えばどこに連れてつたらいいのかなと考えた時に、公園があります。よく整備されていて、たまたま行くんですけど、散策してキャンプ場ぐるっと回って、という事を勧めたい。そういう素晴らしいところもあるので、是非、野外教育にも取り入れて行っていただければ、幼稚園の子どもたちや親御さんにとってもとてもいい刺激になるのかなと思いました。ということで、非認知スキルというか認知スキルっていうよりも、非認知能力、それから認知能力という言葉の方が私はしっくりいくなと思いました。ご検討お願いします。以上です。

委員長 はい、ありがとうございました。今のご意見については、そういったご提言でありますので、そういった観点から再度検討させて頂ければと思います。全体を通してなれば。

委員 10ページのところで、子ども家庭センターっていうのを設置するっていうことで、千歳市も子育てに力を入れていて、ネウボラっていうもの。ホームページ見た時にとても充実してるなっていうふう感じたんですね。子育てに対しての施策が、子どもに寄り添うっていうか、そういうことがたくさん書かれていて、相談先がホームページにしっかり書かれています。困った時はここに相談すればいいんだっていうことが、一目で分かるようになっています。やはり、そういったようなホームページ作りっていうのも必要なかなっていう風に感じます。

委員長 この辺についてもホームページのリニューアルは今年もさせて頂いて、相当幅広、そして奥深く、見やすいような形ではしておりますが、当然それだけ複雑になってるから、逆にたどり着けなかった、情報が繋がらないようなこともやはり数箇所出てきています。今日頂いた意見の部分は健康福祉課が同席してますので、ちょっと対応していただければと思います。それ以外の部分についても、やはり見やすい分情報がいろいろ入ってんですが、そこにたどり着くまでちょっと深いだとか、一発で行かない部分も結構あるもんですから、そこら辺もちょっと見直しを常時やっていますけれども、相当膨大な量なもんですから、常時気づいた段階でも見直しをかけてきますし、大幅なリニューアルは先般やらせて頂いたところでございます。後はよろしいでしょうか。それでは、予定していた時刻を若干過ぎてしまいましたが、今回の会議を最後に委員を退任される方がいらっしゃいます。平成29年8月から5年間ご参加頂きました。一言ご挨拶頂ければと思います。

委員 ほぼ初めの段階から、この子ども・子育て会議に関わらせて頂きました。私にとっては長い期間、本町の子ども達の健やかな成長を眺めながら、皆さんの提案に耳を傾け、たくさん勉強させて頂きました。初めの頃だったと思いますが、安平町が子どもにやさしいまちということを聞いて本町に移住してきた方が1人、私の方で知る事ができました。そのことがきっとこれからたくさん広がっていくぞっていうふうな思いをですね、その人の話も聞きながらこの会に関わらせてもらってきました。C F C I の取り組みを通してですね、本町の子ども達が健やかに成長することを祈りながらですね、この会を見守っていければ、あるいは会を離れた時にですね、離れてからも我が家の前に小学生が朝通って行きます。そうすると私がその姿をですね、ぱっ、とそれを見かけると、子どもの方から

手を振って「行ってきます」というような声が私の家の方に、家の中に聞こえてきます。そんな、子どもとの触れ合いが、大人と子どもの触れ合いがたくさんできていけばいいなという事も考えています。仕事は終わって退任しますが、そういうような事で自分のやれる事をこれからもやっていきたいなというふうに思っています。たくさん勉強させて頂いた事に感謝を申し上げて、辞めさせていただきます。

委員長 ありがとうございます。予定をしていた時刻過ぎましたけれども、この重要な会議で皆様方の様々なご意見頂きました。こちら、実現できるように頑張っていきたいと思っておりますので、これからもどうぞよろしくお願い申し上げます、閉会のご挨拶とさせていただきます。本日はありがとうございました、お疲れ様でした。

閉会 16:56